

## 「施策」総括表

施策展開	2-(2)-ア	母子保健、小児医療対策の充実	
施策	①子どもや母親の健康の保持・増進	実施計画掲載頁	97頁
対応する主な課題	<p>○沖縄県では、乳児死亡率は低下傾向にあるものの、低体重児出生率や周産期死亡率は高い状況にあることから、安心して妊娠・出産ができる環境を整備し、母子保健の向上を図る必要がある。</p> <p>○小児救急医療体制については、特定の病院への集中や軽症な患者の受診などにより、医療従事者の負担が大きくなっており、小児救急患者が容体に応じていつでも受診できる環境整備が求められている。</p>		
関係部等	保健医療部		

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度			
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○妊産婦を支える体制づくり			
1	1,832	順調	<p>○妊娠期に必要な14回の健診全てを、また国が示した検査項目を全て公費で行った。</p> <p>また、低出生体重児の出生予防のためモデル市町村を拡大し、低体重児出生の要因の中で「喫煙妊婦」と「やせ妊婦」に対して、産科医療機関と連携した保健指導事業を実施した。(1)</p>
2	149,010	順調	<p>○県立北部病院の機器整備に対して補助を行い地域周産期母子医療センターに認定した。</p> <p>また、周産期医療関係者研修会を3回開催した他、新生児蘇生法講習会を(沖縄本島8回、八重山1回)開催し新たに145人が受講した。(2)</p> <p>○医療保険の適用外となっている特定不妊治療(体外受精・顕微授精)について、国の制度改革にあわせ、対象者の年齢や、助成範囲、助成額等を改正し1,268件補助した。</p>
3	227,450	順調	<p>また、沖縄県不妊専門相談センターを設置し、電話相談208件、面接相談12件に対応したほか、講演会の開催(1回)や、指定医療機関等関係機関との連絡会議(1回)施設間情報交換会を開催(2回)実施した。(3)</p>
4	2,808	順調	<p>○生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、女性健康支援センターを設置し、専門家による電話相談等を実施している。(電話:339件、面接:19件)</p> <p>また、全国SOSネットワークとの共催でスキルアップ研修会を1回開催。</p> <p>安全な妊娠・出産に関する知識普及を目的に、高校教諭や保健医療関係者を対象に、新たな視点の性教育「高校生から始めるライフプランを考える」研修会の開催(1回)や、婚姻届け出者に対して安全な妊娠・出産をすすめるリーフレットを配布した(1,730部)。(4)</p>

○乳幼児の健康の保持・増進					
5	乳幼児健康診査の充実 (保健医療部地域保健課)	2,361	順調		
6	先天性代謝異常等検査 (保健医療部地域保健課)	57,551	順調		○市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を実施するとともに、宮古・八重山地区では専門健診(遺伝相談及び心理相談)を実施した。 また、低体重児出生要因の中で「喫煙妊婦」と「やせ妊婦」に対して、モデル市町村を拡大し、産科医療機関と連携した保健指導事業を実施した。(5)  ○県内で出生した全ての新生児を対象に先天性代謝異常等検査(タンデムマス法:19疾患)を実施した。(6)
7	子ども医療費助成 (保健医療部保健医療総務課)	1,229,953	順調		○市町村が実施する子ども医療費助成制度について、対象経費の2分の1を補助した。(入院は中学校卒業まで、通院は就学前まで。)医療費助成延べ件数:1,607,606件。(7)
8	在宅療養を支える環境づくり (保健医療部地域保健課)	3,994	順調		○在宅療養者が台風などの停電時にも自宅療養を継続できるよう、電源を確保するためのバッテリー又は、自家発電装置を貸与する費用の補助を行った。(17人)(8)  ○平成27年6月より、国立病院機構琉球病院を県の拠点病院に指定し事業を開始。医師や保健医療従事者の実習受け入れや研修会の開催、特に離島における診療支援、関係者研修などを実施した。(9)
9	子どもの心の診療ネットワーク事業 (保健医療部地域保健課)	4,295	順調		
○小児救急電話相談					
10	小児救急電話相談事業(#8000) (保健医療部医療政策課)	13,859	順調		○看護師・医師による子どもの急な病気への電話相談「#8000」を実施した。 ・実施日数362日(台風等のため3日休止) ・実施時間19時間~23時の4時間 また、「子ども救急ハンドブック」を、県内の小児科標榜診療機関等や保育園、幼稚園等に配布した。(10)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	乳児死亡率(出生千対)	2.7 (22年)	2.0 (27年)	2.3	0.7ポイント	1.9 (27年)
	状況説明	乳児死亡率は、全国に比べ高めに推移している。引き続き妊婦健康診査及び乳児健康診査の充実に向けて取り組む。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	周産期死亡率(出産千対)	4.1 (22年)	3.2 (27年)	減少	0.9ポイント	3.7 (27年)
	状況説明	周産期死亡率は、H22年4.1からH27年3.2へ改善し、特にH26年の3.7からH27年は0.5ポイント急激に改善している。今後の動向を注視しながら引き続き、周産期医療体制の充実強化や周産期の搬送体制の整備に努める。また、妊産婦に対して早期妊娠届出の推奨、母子健康手帳交付時の保健指導など、妊婦健康診査の充実に取り組むほか、出産の知識を普及するとともに、妊娠中の異常を早期発見し、必要に応じた適切な措置を講じられるよう、早期の妊娠届及び妊娠中の定期的な健康診査を促していく。				

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	低体重児出生率 (出生百対)	11.2 (22年)	10.9 (27年)	9.6	0.3ポイント	9.5 (27年)
	状況説明	低体重児出生率は、H22年11.2からH26年11.5と悪化し、全国に比べて高い状況となっている。モデル市町村において、産科医療機関と連携して分析結果に基づいた「喫煙妊婦」と「やせ妊婦」に対して保健指導教材を活用して保健指導を実施し、ハイリスク妊産婦を支援する体制を図り、低体重児出生率の改善に繋げていく。				

(2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
妊婦健診公費負担回数	14回 (26年)	14回 (27年)	14回 (28年)	→	14回 (27年)
特定不妊治療費の助成件数	1,471件 (26年度)	1,541件 (27年度)	1,268件 (28年度)	→	—
1歳6か月児、3歳児健診受診率	86.9%: 1歳6か月 84.0%: 3歳児 (25年度)	88.0%: 1歳6か月 85.0%: 3歳児 (26年度)	88.3%: 1歳6か月 85.1%: 3歳児 (27年度)	↗	95.7%: 1歳6か月 94.3%: 3歳児 (27年度)
子ども医療費の自動償還実施市町村数	22市町村 (26年4月)	34市町村 (27年4月)	37市町村 (28年4月)	↗	—
貸与補助対象者数(バッテリー及び発電機)	10人 (26年)	7人 (27年)	17人 (28年)	↗	—
#8000利用後「翌朝9時以降に受診」又は「受診していない」割合	75% (26年)	76% (27年)	79% (28年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p><b>○妊産婦を支える体制づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・晩婚化などで母親の出産年齢が高くなっており、それに伴う妊娠合併症などを抱える妊産婦が増加し、健康管理がより重要となる妊産婦が増加傾向にある。また、経済的な理由などにより、妊娠の届け出が遅れ、健康診査を受診しない妊婦も見られることから、妊婦健康診査支援事業では、妊娠期に必要な14回の健診全てが公費で受診できることや女性健康支援センターについて、引き続き周知を図る必要がある。</li> <li>・周産期保健医療体制整備計画が県保健医療計画(第7次)に一体化されるため、これまでの課題であった救急医療や小児医療と整合性を図り実効性のある内容を策定する。また、本県が島嶼県であること、低出生体重児の出生率が常にファーストである事を踏まえた病床の確保が必要。特に総合周産期母子医療センターの中部病院ではNICUの満床状態が続いている。さらに産科、新生児科、小児科医など医療従事者は限られていることから医療従事者の確保等について関係機関と連携し取り組みを推進するほか、スキルアップに対する支援や後継者の育成について対策を講じる必要がある。</li> <li>・不妊治療にあたっては、精神的なケアが必要とされることから不妊専門相談センターの設置を継続する必要がある。また、センターの認知が十分でないことから周知についても継続して行う必要がある。</li> </ul> <p><b>○乳幼児の健康の保持・増進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先天性代謝異常検査では、1回の検査で20種類以上の疾病をより高い精度で調べることができる技術(タンデムマス法)を用いた検査を平成26年10月から導入した。引き続き外部精度管理を実施し検査の精度維持を図る必要がある。</li> <li>・就業支援等を実施する難病支援相談事業との繋がりがりや対象者が成人することによる成人の在宅療養患者との窓口の一本化等の課題があったことから、平成26年度より、従来とは違う事業者を選定し、交付要綱の改正も行った。</li> <li>・子どもの心の診療ネットワーク事業については、様々な子どもの心の問題に対応するため、拠点病院と他の精神科医との調整や、診療支援等に関する連携、福祉関係機関とのネットワーク整備が必要となる。</li> </ul> <p><b>○小児救急電話相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児救急電話相談事業(#8000)について、#8000相談員として県内病院の看護師がローテーションであたっているが、対応時間が夜間であり、相談内容によっては訴訟リスクもあることから、相談員となる看護師を確保することは難しい。また、電話のみでの的確に小児患者の症状を把握し、助言を行うためには通常の医療現場とは異なるスキルが必要であるため、相談員育成には時間を要する。</li> </ul>
---

#### IV 外部環境の分析 (Check)

##### ○妊産婦を支える体制づくり

- ・母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦の健康診査の重要性、必要性が一層高まっている。
- ・分娩を取り扱う医療機関の減少、一方では様々なリスクを抱える妊産婦の増加、長期的に医療を要する新生児も増加していることから、周産期母子医療センターの産科、新生児科、小児科の負担が過重となっている。
- ・特定不妊治療費助成について、制度の周知効果や女性の社会進出、晩婚化などの影響から特定不妊治療費助成事業を必要とする夫婦は多いが、平成28年度より、特定不妊治療費助成事業対象者の年齢制限が開始されたため助成件数は減少している。助成対象外となる43歳以上の方へ精神的な支援を検討する必要がある。
- ・本県の10代の出産率が全国より高く(平成26年度:沖縄県2.6%、全国1.3%)、また公費による井14回の妊婦健診が実施されたものの、未受診のまま出産に至る妊婦が依然としている。
- ・子どもを望む者が将来安全な妊娠・出産を迎えるためには、高校生の時期から正しい情報や知識を取得し、それを踏まえた自分のライフプランを設計させる必要がある。

##### ○乳幼児の健康の保持・増進

- ・県内の乳幼児の各健診(1歳6ヶ月児、3歳児)の受診率はともに全国平均より低い。また、年齢が上がるにつれて受診率が下がる傾向にある。
- ・全国的にこども医療費助成制度は拡大の方向にあり、県内でも対象年齢の引き上げや給付方法の変更など制度拡充の要望が強い。
- ・子どもの心の診療ネットワーク事業について、小児精神科医師が全国的に少なく、専任医師の確保が難しい。

##### ○小児救急電話相談

- ・子ども医療費の現物給付の実施が予定されており、事業量の増加が見込まれる。

#### V 施策の推進戦略案 (Action)

##### ○妊産婦を支える体制づくり

- ・妊婦健康診査支援事業では、妊娠期に必要な14回の健診が全て公費で受診できることについて、更なる周知を図る。また、今年度は妊婦健診・乳幼児健診のデータ収集・蓄積体制の構築や、「喫煙妊婦」「やせ妊婦」に対して、市町村及び産科医療機関を拡大し、保健指導事業の定着を図る。
- ・周産期保健医療体制整備事業については、県内全ての分娩に新生児蘇生法を習得した医療従事者が立ち会う環境を早期に整備するため、引き続き「新生児蘇生法講習会」を本島、宮古、八重山で開催するほか、手順や手技の定着を図るため資格取得者を対象としたスキルアップ研修会も開催する。
- ・不妊専門相談センターの周知について、リーフレットやポスター、名刺版の広報資料を作成する他、テレビや広報誌を利用し、広く県民に周知する。
- ・生涯を通じた女性の健康支援事業では、将来子どもを望んだときに安心・安全に妊娠・出産を迎えることができるよう、高校生の時期から、妊娠・出産に関する正しい知識や情報を提供し、それを踏まえた上で自らのライフプランを考えさせると共に、婚姻届けを提出する夫婦に対し、必要な情報を提供していく。

##### ○乳幼児の健康の保持・増進

- ・乳幼児健診の受診率の増加を図るため、母子健手帳交付時の保健指導の際に、乳幼児健診の重要性について周知を行う。
- ・先天性代謝異常等検査について、引き続き検査率100%を維持していく。また、外部精度管理の実施により、検査の精度維持を図る。
- ・こども医療費助成制度については、政策目的の変更に伴い、貧困対策の要素を加味すると共に持続可能な制度に見直すことについても検討を行う。
- ・在宅療養を支える環境づくりでは、人工呼吸器を使用する在宅療養児へバッテリー等を貸与するにあたり、事業者選定時に就業支援等を実施する難病相談支援事業を行っている事業者であることを考慮することにより、対象患者が成人した際、難病相談支援事業とのスムーズな移行・連携を図る。
- ・子どもの心の診療ネットワーク事業では、引き続き県の拠点病院を中心に小児科や精神科等に研修会、講演会等を行い、子どもの心の問題を診療出来る意思を県内に増やしていく他、同事業に対する理解を広げる。

##### ○小児救急電話相談

- ・相談員確保の面から相談電話回線の増は難しいため、現在の相談体制を維持しつつ適切な救急医療機関の受診を普及啓発することにより、時間外に小児救急医療外来を受診する比較的軽症な患者の抑制を図り、医療従事者の負担軽減に繋げていく。
- ・小児に関する主な症例やその対応方法、経過観察のポイント等を記載した「子ども救急ハンドブック」を、県内の小児科標榜診療機関、保育所や幼稚園等に引き続き配付し、適切な救急医療機関の受診を普及啓発していく。
- ・相談室を増設し、幅広く相談員を募集することで、相談員を確保する。

## 「施策」総括表

施策展開	2-(2)-イ	地域における子育て支援の充実	
施策	①地域における子育て支援及び支援体制の充実	実施計画掲載頁	99頁
対応する 主な課題	<p>○沖縄県は、保育所入所待機児童が全国と比べて多く待機率が高いことから、保育所整備や認可外保育施設の認可化促進等により、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図る必要がある。</p> <p>○沖縄県は、全国と比べ私立民営の放課後児童クラブが多く、保育料が高いなどの課題があることから、利用者の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>○歴史的背景から公立幼稚園のほとんどが小学校に併設され、5歳児の公立幼稚園就園率が高く、午後の保育に欠ける幼稚園児が多いことから、預かり保育の拡充が必要とされている。</p> <p>○安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所、認可外保育施設及び放課後児童クラブ等における保育の質の向上と多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図る必要がある。</p>		
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部、教育庁		

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○新たな子育て支援				
1	認可化移行支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	1,287,763	順調	<p>○保育士・保育所総合支援センターを活用し、運営費支援を実施する認可外保育施設への個別指導を強化するとともに、施設毎に課題を整理し、県・市町村・センターの三者が連携して計画的な施設整備を行ったほか、四半期毎に事業実施状況を確認することで進捗管理に努めた結果、42施設に運営費を支援し、入所児童の処遇の改善を図るとともに、8施設の施設改修を実施し、施設の認可化に向けた体制を強化した。</p> <p>認可外保育施設の認可化により、計画値600人に対して、実績値2,028人の待機児童が解消された。(1)</p>
2	指導監督基準達成・継続支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	3,147	大幅遅れ	<p>○市町村の立会いの下、立入調査を行い、改善指導状況について共通認識を持つことにより、市町村の補助金実施計画に施設改修を反映するよう働きかけたほか、施設長を対象とした研修会や立入調査時に事業内容の周知を図った。</p> <p>当初予算編成時には、市町村へ要望調査を行った上で、認可外保育施設指導監督基準を達成・維持するための施設改修費の助成を行ったが、保育士等有資格者を配置できないなど、施設改修以外の理由により、要望取下げ等があったことから、助成件数は、計画値20施設に対し2施設(2市町村)となったため、大幅遅れとなった。(2)</p>
3	新すこやか保育事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	301,783	順調	<p>○就職準備金や保育料の一部貸付等のチラシを作成・配布し、未就業保育士が活用できる貸付制度の周知を図るとともに、市町村と連携し、講座受講者に対して保育士・保育所総合支援センターの周知、登録を図ったほか、保育士合同就職説明会(6回)や復職支援研修(63回)、保育所見学ツアー(9回)等を行った。(5)</p>
4	認可外保育施設研修事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	31,674	順調	
5	保育対策総合支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	55,409	順調	

6	放課後児童クラブ支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	179,738	順調	○県教育委員会と連携し、市町村教育委員会及び福祉部署の担当者を対象に、小学校等を活用した放課後児童クラブ設置について説明会を開催するとともに、保護者や放課後児童クラブ関係者、市町村担当者向けにシンポジウムを開催し、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置について必要性の周知を図ったほか、施設整備に係る補助額の引上げを行い、公的施設を活用した施設整備を実施する市町村を支援した(12施設)。(6)
7	待機児童解消支援基金事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	1,371,043	順調	○国庫事業を活用して保育の受け皿の整備を図る市町村に対し、当該事業による市町村への交付金の拡充(国庫事業の市町村負担額の3/4相当額の追加交付)を図った上で、待機児童を解消するための各種関連事業を実施する21市町村に対して交付金を交付した結果、施設整備により約3,400人の保育の定員増が見込まれているほか、市町村独自の保育士確保方策や非常勤職員の雇用による組織執行体制の強化を支援し、待機児童解消に向けた市町村の取組みを促進した。(7)
8	保育士産休等代替職員配置支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	16,749	順調	○指定養成校や市町村、保育士・保育所総合支援センターにリーフレットを配布し制度の周知を図るとともに、指定養成校への進学を希望している高校生へ事業の周知を図ったほか、沖縄県社会福祉協議会のホームページや新聞広告により広く周知を図ったことにより、H27年度実績106人に対してH28年度実績は128人となり、貸付数の増加につなげることができた。(9)
9	保育士修学資金貸付事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	0	順調	○非正規雇用保育士の正規雇用化に加えて、新規での正規雇用も補助対象とし、更なる正規化の促進を図った上で、保育士の正規雇用化を図る保育所117施設に対し補助した結果、新たに正規雇用化された保育士数は、計画値150人に対し、実績値269人となった。(10)
10	認可保育所における保育士の正規雇用促進事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	123,311	順調	○事業効果の周知拡大を図るため、市町村や事業者に対する説明会の開催や県のホームページへの掲載、パンフレットの配布等を実施した。また、事業を実施予定の市町村に対して早期に整備計画書を提出するよう求めるとともに、追加希望調査を実施する等予算の効率的な活用を図ったが、28年度中に整備予定だった施設が全て29年度に繰越して整備することとなったため、補助件数が1施設となりやや遅れとなっている。(11)
11	事業者内保育総合推進事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	27,534	やや遅れ	○小規模保育事業所や事業所内保育事業所を補助対象に加え、保育士の年休取得の促進を図るとともに、市町村や保育施設を対象とした説明会を通して事業の活用を促したほか、保育士試験の対策講座を実施する11市町や年休代替保育士を雇用する22施設7市町に対し、経費の補助を行った。(12)
12	保育士確保対策事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	47,764	順調	
13	保育士ベースアップ支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	30,698	順調	

○多様なニーズに対応した子育て支援				
14	多様な子育て支援体制確保のための支援 (子ども生活福祉部子育て支援課)	1,425,912	順調	○市町村説明会において、地域のニーズを踏まえ積極的に事業を実施するよう促すとともに、ヒアリングを実施し、市町村子ども・子育て支援事業計画で定めた計画値を下回っている市町村に対し、その理由の把握及び計画を踏まえた事業の実施を促した結果、延長保育事業について38施設、病児保育事業について2施設、計画値を上回っており、地域のニーズに応じた子育て支援の充実を図ることができた。(14)
15	安心こども基金事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	4,407,745	順調	○国庫補助事業を活用して保育の受け皿整備を図る市町村に対し、県の一般財源で造成した待機児童解消支援基金により、市町村への交付金の拡充を図った上で、市町村が実施する保育所整備事業57施設に対して補助した結果、1,915名の保育所定員の増となり、待機児童の解消に寄与した。(15)
16	公立幼稚園の預かり保育の拡充 (教育庁義務教育課)	—	順調	○市町村に対して、「幼児教育政策プログラム」の作成を促進するとともに、預かり保育実施状況等調査を行った。子ども子育て新制度施行に伴い保護者のニーズが高まり、公立幼稚園での預かり保育が184園7,257人へと受入れ人数が増加した。(16)
17	子育て支援推進 (子ども生活福祉部子育て支援課)	70,342	順調	○休業日の預かり保育(子育て支援推進事業)や親子登園・教育相談等(子育て支援活動の推進事業)を実施していない園に対し、ヒアリング等においてニーズの有無を確認するとともに、実施している園の状況等の情報提供を行うこと等により事業の活用を促した。 この結果、①通常預かり保育は26園、②長期休業日預かり保育は30園、③休業日預かり保育は21園(①~③:子育て支援推進事業)、④親子登園・教育相談等(子育て支援活動の推進事業)は16園に対し、助成を行った。 また、子ども・子育て支援新制度への移行については、既に移行している園から聞き取りした新制度移行のメリットや課題等について情報提供を行った。(17)
18	放課後児童クラブへの支援 (子ども生活福祉部子育て支援課)	922,903	順調	○放課後児童クラブへ補助金により支援を行う放課後児童健全育成事業を実施する市町村の担当者を対象として説明会や勉強会を開催し、事業の円滑な実施を図るとともに、適宜クラブへ情報提供を行うなど、きめ細かい支援を実施した結果、補助活用実績は25市町村374事業所となっており、順調に補助対象の放課後児童クラブが増加している。(18)
○仕事と家庭の両立支援				
19	ワーク・ライフ・バランス推進事業 (商工労働部労働政策課)	9,939	順調	○セミナー開催(6回)や県の広報番組・広報誌を活用した情報発信によりワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図るとともに、企業へのアドバイザー派遣(18社)により企業における取組みを推進した。(19)
20	ファミリーサポートセンター推進事業 (商工労働部労働政策課)	—	順調	○沖縄県ファミリー・サポート・センター連絡協議会において、研修会の開催(6回)や広報誌発行(1回)等の自主的な取組みが行われていることから、県の予算事業としては、平成26年度で終了した。(20)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	保育所入所潜在的待機児童数	9,000人 (23年)	約8,000人 (H29.4.1)	3,360人	1,000人	—
	状況説明	保育所入所潜在的待機児童数については、平成23年の調査時には9,000人と見込み、平成26年度末までに5,494人の保育の定員確保を図った。一方で、平成27年度から施行されている子ども・子育て支援新制度下においては、平成27年度から平成29年度までに約18,000人の保育の定員確保が必要であると見込まれた。平成28年度末までの取り組みの結果、約10,000人分の保育の受け皿を確保し、約8,000人まで改善した。平成29年度は、約6,600人分の保育の受け皿の確保を講じることによる待機児童の解消に向けた市町村事業の支援を引き続き実施する。				
2	公的施設等放課後児童クラブの設置割合	44% (23年)	37.0% (28年)	65%	△7ポイント	85% (23年)
	状況説明	公的施設等放課後児童クラブ施設数は着実に増加しているが、民間施設活用クラブ数も増加している状況にあり、公的施設等放課後児童クラブ設置割合のH28目標値である65%の達成に至らなかった。				
3	放課後児童クラブ平均月額利用料	11,000円 (22年)	9,511円 (28年)	低減	1,489円	8,000円未満 66.2% (20年)
	状況説明	保護者の負担軽減を図るため、実施主体である市町村と連携して、公的施設活用促進等による平均月額利用料の低減に取り組んだ結果、平均月額利用料は9,511円となり、基準値である平成22年の11,000円に比べて1,489円低減されており、目標値を達成している。放課後児童クラブの公的施設活用を促進したことにより、放課後児童クラブ利用料の低減が図られ、保護者の負担軽減に繋がっている。				
4	預かり保育実施率(公立幼稚園)	62.1% (22年度)	81.1% (28年度)	70.0%	19ポイント	60.9% (26年度)
	状況説明	公立幼稚園における預かり保育は、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動であり、保護者のニーズや地域の実情により希望する者を対象に行われる。平成28年度は、公立幼稚園227園中184園で預かり保育を実施し、81.1%と基準年に比較し19ポイント改善し、目標値を11.1ポイント上回った。				
5	ファミリーサポートセンター設置市町村数	17市町村 (23年)	31市町村 (28年)	30市町村	14市町村	—
	状況説明	平成28年度末時点において19カ所31市町村に設置され、平成28年度目標値を上回っている(本島内においては、広域での設置を含め、全ての市町村で利用することが可能である)。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
預かり保育実施率(私立幼稚園)	100% (26年)	100% (27年)	100% (28年)	→	—
放課後児童健全育成事業補助実施か所数(県全体)	299か所 (26年)	329か所 (27年)	374か所 (28年)	↗	—
ワーク・ライフ・バランス認証制度企業数	58社 (26年)	61社 (27年)	67社 (28年)	↗	—
ファミリーサポートセンター設置市町村数	31市町村 (26年)	31市町村 (27年)	31市町村 (28年)	→	—



### Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

#### ○新たな子育て支援

・指導監督基準達成・継続支援事業による認可外保育施設の施設改修費助成については、県の立入調査に基づく改善指導状況を基に平成25年に実施計画を策定したが、その後、市町村との実施スケジュール及び予算確保調整が困難な施設もあり、県と市町村の実施計画との擦り合わせが十分でなかったため、市町村と実施計画の確認を早い段階から進める必要がある。

・待機児童の解消に向けて、事業所内保育総合推進事業についても、各市町村へ事業実施要件や作業フロー等の周知を図り、事業所内保育施設の設置を促進する必要がある。

#### ○多様なニーズに対応した子育て支援

・平成27年から子ども・子育て支援新制度の施行を控え策定した黄金っ子応援プランにおいては、平成27年度から平成29年度までに約18,000人の保育の定員を拡大し、待機児童を解消することとしているが、計画の進捗にあたって、市町村の執行体制の確保が課題となっている。

・預かり保育の活動計画の作成と活動内容の充実及び職員の資質向上を図る必要がある。

#### ○仕事と家庭の両立支援

・ワーク・ライフ・バランスの推進は、労働者にとっては「仕事も生活も充実できる働き方」が実現でき、また企業にとっては従業員の満足度が向上することで、人材の確保・定着や生産性の向上に繋がる等、多くのメリットがあることを理解してもらう必要がある。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

#### ○新たな子育て支援

・指導監督基準達成・継続支援事業による認可外保育施設の施設改修費助成について、有資格者の配置等、改修だけでは全ての基準を達成することが困難である等の理由から、当該補助を受けての指導監督基準達成、継続を希望する施設が減少の傾向にある。

・待機児童の解消に向けて、事業者に対し、事業所内保育総合推進事業の実施要件や作業フロー等の周知を図り、事業所内保育施設の設置を促進する必要がある。

#### ○多様なニーズに対応した子育て支援

・他県と比較して高い合計特殊出生率や人口に占める未就学児童の多さなどを背景として、待機児童解消に対する県民ニーズは依然として高いことから、各市町村への体制強化に向けた要請活動や、市町村職員や保育団体向けの事業説明会等による事業活用方法の周知等に向けた働きかけを更に図る必要がある。

・新たな保育所整備や増改築などの保育の定員確保を行ったことにより、保育ニーズが高まり、女性の就業の進展や保育利用率が上昇している。

・公立幼稚園の預かり保育の実施については、市町村によって実施時間、利用人数、担当職員の配置等に課題を抱えているところがある。

#### ○仕事と家庭の両立支援

・九州・山口地域と連携し、広域的なワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいる。

・平成28年度において、新たにファミリー・サポート・センターの設置を希望する町村はなかった。

### Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

#### ○新たな子育て支援

・指導監督基準達成・継続支援事業については、県の立入調査に基づく改善指導状況を市町村との共通認識とするため、保育の実施主体である市町村とともに立入調査を実施し、実施計画に施設改修を反映するよう働きかけるとともに、当初予算編成時から次年度の要望等について市町村と協議を行う。また、指導監督基準を維持するための改修も助成対象としているので、事業内容のより一層の周知を認可外保育施設長を対象とした研修等で行う。

・事業所内保育総合推進事業について、市町村や事業者へ説明会を実施するとともに、県のホームページへの掲載やパンフレット配布により、事業効果の周知拡大を図るほか、コーディネーターにより事業所や市町村訪問を行い、事業の実施を促進する。

#### ○多様なニーズに対応した子育て支援

・安心こどもを基金を活用して保育の受け皿の整備を図る市町村に対し、県の一般財源で造成した待機児童解消支援基金による市町村への交付金による支援を引き続き実施するとともに、子ども生活福祉部長の各市町村長面談による体制強化に向けた要請活動や、市町村職員や保育団体向けの事業説明会等による事業活用方法の周知を引き続き実施する。

・また、各市町村の保育の定員確保のための整備計画等の見直し作業を把握するとともに、国の動向も踏まえ、必要に応じ、県プランの見直しを検討する。

・公立幼稚園の預かり保育の拡充については、預かり保育に係る実態調査等とおして実態を把握する。また、研修会等を通して、職員の資質向上と預かり保育の質の向上を図るとともに、市町村に対して「幼児教育政策プログラム」や預かり保育活動計画の策定の理解を求め、策定を促す。

#### ○仕事と家庭の両立支援

・ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図るため、引き続きセミナーを開催するとともに、アドバイザー派遣を行い、企業内での取組みを支援する。また、九州・山口地域と連携し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の周知を図るためのパンフレットを作成し、PRする。

・沖縄県ファミリー・サポート・センター連絡協議会における取組みを通じて、引き続きファミリー・サポート・センターの機能充実を図るとともに、今後、新たにファミリー・サポート・センターの設置を希望する町村があれば、設置に向けた助言を行う。

## 「施策」総括表

施策展開	2-(2)-ウ	子ども・若者の育成支援	
施策	①子ども・若者の支援に向けた環境づくり	実施計画掲載頁	101頁
対応する主な課題	<p>○子ども・若者をめぐる環境が悪化し、ニート、ひきこもり、不登校など子供・若者が抱える問題が深刻化してきていることから、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を総合的に支援する体制を整備する必要がある。</p> <p>○夜型社会、飲酒に寛容、他人の子どもに無関心などの地域社会の問題、親子関係の希薄化等から少年非行の低年齢化が課題となっていることから、青少年が健全に成長できる環境を整備する必要がある。</p>		
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部、教育庁、警察本部		

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○子どもの多様な居場所づくり				
1	青少年交流体験事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	7,338	順調	○派遣事業主催者側との連携を図り改善点を共有したうえで、県内の児童生徒142人(高校生16名、中学生20名、小学生106名)を九州へ派遣するとともに、新たな取組として県内小中学生87名を兵庫県へ派遣し、地元児童生徒との交流活動等を行った。(1)
2	内閣府青年国際交流事業派遣 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	91	順調	○応募期間を延長し、事業周知のためのパネル展、民間企業50社への広報等を行いながら、県内青少年に対する募集事務と中間選考を実施し、内閣府へ推薦し、3名が最終合格となり、本事業へ参加した。(2)
3	放課後子ども教室推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業) (教育庁生涯学習振興課)	31,010	やや遅れ	○県主催の研修会を6回実施し、事業関係者の資質向上を図るとともに、20市町村が実施する「放課後子ども教室」(131教室)運営に関わる経費を補助した。しかし、市町村の事業規模の縮小により、実施教室及び実施回数が減少したため、やや遅れとなった。(3)
4	学校支援地域本部事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業) (教育庁生涯学習振興課)	38,239	順調	○地域コーディネーター等研修会において、学校要望と地域人材のマッチングが成功した事例を報告するなど、地域の取組を支援するとともに、20市町村213校(60学校支援地域本部)で実施された地域住民による学習支援等の取組に補助した。地域と学校のパイプ役となる地域コーディネーターを133人配置した。(4)
5	子どもの貧困に関する調査研究事業 (子ども生活福祉部子ども未来政策課)	7,936	順調	○「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を活用した市町村が行う貧困対策の支援等を開始したほか、経済的に厳しい状況に置かれている高校生への支援策を検討するため、高校生期における子どもの実態調査を行った。(5)
6	沖縄子供の貧困緊急対策事業 (子ども生活福祉部子ども未来政策課)	38,206	順調	○5月と8月に子どもの貧困対策支援員に対する研修会を開催したほか、3月に市町村事業の成果の分析・評価・普及のため報告会を開催し、県内市町村への好事例等の普及を図った。また、圏域別に支援コーディネーターの配置を行った。(6)

○支援ネットワークの構築				
7	子ども・若者育成支援事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	58,773	順調	○平成28年度から開始した「沖縄県子どもの貧困対策計画」に盛り込んだ「子ども・若者の育成支援に必要な施策」を推進することとしたほか、子ども・若者総合相談センターにおいて、相談・支援(実数688人、延べ4,935件)を行うなど、困難を有する子ども・若者の育成支援を行った。(7)
8	若年無業者職業基礎訓練事業 (商工労働部労働政策課)	34,494	順調	○ニート等の若年無業者85名に対し、無業者状態からの改善・自立を図るため、就労に必要な基礎的職業訓練を10回実施した。(8)
9	教育相談・就学支援事業(高等学校) (教育庁県立学校教育課)	20,992	順調	○県立高等学校における不登校や引きこもりなどの生徒を支援するため、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格をもつ就学支援員を13校15課程に配置し、家庭訪問等の実施によるカウンセリングを実施したことにより、不登校傾向生徒の約9割に改善が見られた。(9)
10	スクールカウンセラー配置事業(県立高校) (教育庁県立学校教育課)	25,464	順調	○いじめ、不登校等の未然防止及び解消に向け、小中高にスクールカウンセラーを配置した(小183校、中146校、高51校)。問題行動のある児童生徒、保護者及び教員へ助言援助を行った。(10、11)
11	スクールカウンセラーの配置(小中学校) (教育庁義務教育課)	124,486	順調	○問題行動を抱えた児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため、福祉機関等と連携した援助を行うスクールソーシャルワーカー20名を各教育事務所に配置し、児童生徒への支援を行い、問題行動の未然防止を図った。(12)
12	スクールソーシャルワーカーの配置(小中学校) (教育庁義務教育課)	29,267	順調	○中学生いきいきサポート事業の後継として、「小中学校アシスト相談事業」で教育事務所に小中アシスト相談員52名を配置し、学校及び市町村の巡回支援を行い、課題のある学校の集中支援や広域化する課題への対応を行った。(13)
13	中学生いきいきサポート事業 (教育庁義務教育課)	—	順調	
○非行少年を生まない社会づくり				
14	青少年健全育成推進事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	10,305	順調	○県民一斉行動の取組の県政広報番組での周知、沖縄県青少年保護育成条例のチラシによる周知、青少年育成大会において県内のネットいじめ問題に取り組む有識者講演を行った。(14)
15	青少年健全育成推進事業 (警察本部生活安全部少年課)	106,087	順調	○非行少年を生まない社会を実現するため、大学生少年サポーターを活用(102名委嘱)した安全学習支援授業等を開催(延べ280回、参加者数83,458名)を実施したほか、保護者カウンセリング(16回・参加者数397名)の実施、少年警察ボランティア等と連携した居場所づくり・立ち直り支援活動の実施、スクールサポーター(15名)による生活指導等の非行防止対策、少年補導職員(33名)による街頭補導活動、少年相談、保護活動等を実施した。(15)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	若年無業者率(15~34歳人口に占める割合)	1.9% (17年)	1.95% (27年)	減少	△0.05ポイント	1.56% (27年)
	状況説明	本県の若年無業者率は平成22年の国勢調査において1.4%と改善したものの、平成27年には1.95%と再び悪化しており、全国的にみると依然として比率は高い(全国6位)。 一方で、子ども・若者総合相談センターの支援を受けて就労関係で改善のあった件数については、71件であり、困難を有する子ども・若者の社会的自立を支援した。				
成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	小中高不登校率	小 0.37% 中 2.60% 高 2.97% (22年)	小 0.57% 中 3.30% 高 2.72% (27年度)	小 0.27% 中 2.50% 高 1.66%	小△0.20ポイント 中△0.70ポイント 高 0.25ポイント	小 0.42% 中 2.83% 高 1.28% (27年度)
	状況説明	平成27年度不登校率は小中は基準年より悪化している。高校は0.25ポイント改善したが、全国に比較すると1.44ポイントの差がある。小中高とも平成28年目標値達成は厳しい状況である。児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、全国においても、様々な理由により不登校者数は増加傾向にあるので、引き続き、スクールカウンセラー等相談員、地域、関係者と連携した教育相談体制の更なる充実を図る。				
成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	刑法犯少年の検挙・補導人員	1,420人 (23年)	1,018人 (28年)	1,250人以下	402人	40,103 (28年)
	状況説明	教育機関、警察機関、地域がそれぞれの立場で連携した県民運動を展開したことにより、平成28年度の目標値を達成することができた。 一方、再犯者率は50.1%(参考データ)と増加に転じていることから、引き続き、大学生少年サポーター等少年警察ボランティアや、スクールサポーター等と連携を図り、少年の非行防止対策、健全育成対策を推進する。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
フレンドシップイン九州派遣児童数	251人 (26年)	213人 (27年)	142人 (+兵庫県派遣分87人)	—	—
内閣府青年国際交流事業の実績	応募人数7名 推薦6名 最終合格3名 (26年度)	応募人数6名 推薦6名 最終合格3名 (27年度)	応募人数4名 推薦4名 最終合格3名 (平成28年度)	→	—
子どもの貧困率	—	29.9% (27年)	—	—	16.3% (25年)
放課後子ども教室等推進事業参加した大人の延べ数	29,453人 (26年度)	32,634人 (27年度)	32,376人 (28年度)	→	—
子ども・若者総合相談センターの支援を受けて就労又は就労に向けて改善した件数	13件 (26年)	56件 (27年)	71件 (28年)	↗	—
学校支援ボランティア 参加延べ数	228千人 (26年度)	247千人 (27年度)	212千人 (28年度)	→	—
刑法犯検挙人員の総数に占める少年の割合	31.6% (26年)	30.1% (27年)	27.8% (28年)	↗	17.1% (28年)
犯罪少年の再犯者率	44.1% (26年)	43.8% (27年)	50.1% (28年)	↘	37.1% (28年)

### Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

#### ○子どもの多様な居場所づくり

- ・青少年交流体験事業では、児童生徒同士の交流先確保のため、一部で民間の宿泊所を利用したために事業費用が膨らみ、児童生徒の負担が増える傾向にある。
- ・内閣府青年国際交流事業派遣では、事業の認知度が十分でないことから、例年、応募者は4～8名程度となっているため、認知度を高めることで応募者数を上昇させる必要がある。
- ・放課後子ども教室等推進事業は、国・県・市町村が1/3ずつ事業費を負担しているので市町村の財政規模に応じて、事業を展開している状況である。市町村によっては、事業の拡大を検討しているが、思うように進んでいない。
- ・子どもの貧困に関する調査研究事業では、調査結果に基づき明らかとなった課題(高校生の通学費負担、アルバイトで学校生活や家計を支える高校生が一定数いること、困窮世帯と非困窮世帯における進路選択の差など)について、対応が求められる。
- ・沖縄子供の貧困緊急対策事業では、市町村が配置した子どもの貧困対策支援員のさらなる資質向上、学校現場や関係機関との連携強化が求められている。また、市町村が設置した子どもの居場所関係者に対し、適切な運営に係る支援が求められている。

#### ○支援ネットワークの構築

- ・国、県、市町村において、子ども・若者支援の一分野である子どもの貧困対策のための支援員の配置、子供の居場所の設置等の取組が進んでいる。
- ・本県高校生の不登校の主な要因は、「あそび非行」及び「無気力」となっており、学校での学ぶ意欲が低いことから、教育相談・就学支援事業により「無気力」や「あそび非行」から脱却するよう支援が必要である。
- ・若年無業者職業基礎訓練事業については、若年無業者の多様なニーズに対応するため、受託先の開拓や多様な訓練コースを設定していく必要がある。また訓練コースの設定にあたっては、訓練時期や場所、訓練定員に配慮し、訓練受講機会の確保に配慮する必要がある。

#### ○非行少年を生まない社会づくり

- ・青少年健全育成推進事業では目的や構成の類似する関係機関との連携体制の合理化を図る必要がある。
- ・不登校や非行、不良行為に及ぶ少年に対し、生活指導や学習支援などの活動を強化する必要があるため、スクールサポーターの体制を増強する必要がある。
- ・不良行為や家出等を繰り返す少年や、各種少年相談に対応するため、少年補導職員等による街頭補導活動、少年相談、保護活動等を強化する必要がある。
- ・地域全体で少年の健全育成に取り組むべく、少年警察ボランティア等の活動を活性化させ、農業体験や職場体験、三線教室などといった居場所づくりや立ち直り支援活動を推進する必要がある。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

#### ○子どもの多様な居場所づくり

- ・子どもの貧困に関する調査結果の公表に伴い、子どもの貧困対策の取組強化について、社会的要請が高まっている。

#### ○支援ネットワークの構築

- ・子ども・若者の育成支援事業について、本県の子ども・若者は、不登校・ニートなどが全国と比較して非常に厳しい状況(平成27年度小学校不登校率全国ワースト1位等)にあり、子ども若者総合相談センターへの相談対応延べ件数も年々増加傾向にあることから、引き続きセンターを中心に相談支援を行う必要がある。
- ・若年無業者職業基礎訓練事業については、県内3ヵ所に設置されている地域若者サポートステーションへ実施したニート等の需要調査で、訓練指示可能人数が75名であったことから、平成29年度予算を75名で措置した。今後も確実に訓練生を確保できるよう、サポートステーションと調整を図り、受託先の選定、訓練生の確保、受託先の効果的な訓練計画の作成を促していく必要がある。
- ・子どもの貧困対策が始まり、社会福祉士等の有資格者の採用が各自自治体で行われることとなっている。教育相談・就学支援事業(高等学校)における支援員の資格と重なることから、専門性の高い支援員の確保を早期に行わなければならない。
- ・近年、児童生徒を取り巻く環境は、ますます複雑化し、それに伴い様々な問題を抱える児童が増えている。また、学校で活動している他関連事業との連携による支援体制の充実を図る必要がある。

#### ○非行少年を生まない社会づくり

- ・青少年健全育成推進事業では、沖縄県青少年保護育成条例の改正により、同条例に基づく立入調査事務を那覇市、浦添市、宮古島市に移譲したため、移譲先の市への助言や支援に取り組む必要がある。
- ・犯罪少年の再犯者率は平成25年に減少したものの、その後、増加に転じ、平成28年も増加している。

## V 施策の推進戦略案 (Action)

### ○子どもの多様な居場所づくり

- ・青少年交流体験事業においては、事業主催の(公社)沖縄県青少年育成県民会議と緊密な連携をとりつつ、本研修における公設宿泊所の確保を確実にを行うよう指導するとともに、事前の説明会から事後の反省会に至るまで主体的に参加・協働し、改善を要する事項の洗い出しを行う。
- ・内閣府青年国際交流事業派遣では、交流推進課にて実施している中・高等学校生対象の国際交流事業に参加した意欲ある学生に向けて広報を行い、応募者数の向上に努める。
- ・放課後子ども教室等推進事業については、事業未実施市町村に対して、研修会への参加を呼びかけ、他市町村の取組を紹介するなど、事業実施に向けての支援を行う。また、学校支援地域本部事業・家庭教育支援事業・放課後児童クラブそれぞれの関係者が相互に連携を図れるよう、一堂に会する場を設け、総合的な放課後対策、学校支援体制及び家庭教育支援体制の構築を図る。
- ・子どもの貧困に関する調査研究事業の結果を踏まえた取組強化については、「沖縄県子どもの貧困対策推進会議」などを活用した関係部局との連携強化を図りながら、支援策を検討する。また、「沖縄子どもの未来県民会議」などによる県民一体となった取組を推進する。
- ・沖縄子供の貧困緊急対策事業では、有識者等の外部人材を活用し、研修プログラムを体系的に整備するほか、圏域ごとに配置した支援コーディネーターを中心に、圏域ごとの事例検討会の開催などを行う。
- ・子ども・若者育成支援事業では、要支援者のニーズに合わせた子ども・若者総合相談センターの体制強化を図る。
- ・子ども・若者支援地域協議会の効果的運営のため、他県からスーパーバイズ、構成員向けの研修等を行う。市町村単位での協議会の設置に向け、市町村への働きかけを行う。
- ・市町村単位での協議会設置に向け、市町村への働きかけを行う。

### ○支援ネットワークの構築

- ・子ども・若者育成支援事業では、子ども・若者支援地域協議会の効果的運営のため、他県からのスーパーバイズ、構成員向けの研修等を行うとともに、市町村単位での協議会設置に向け、市町村への働きかけを行う。
- ・若年無業者職業基礎訓練事業については、若年無業者状態にある者を就労等に導くため、ビジネスマナー研修やパソコン基礎訓練、簿記講座のほか、農業、食品製造販売、観光、福祉分野等の企業実習などの基礎的な訓練を実施するとともに、引き続き訓練カリキュラムの検討や実習企業の開拓を行うため、関係機関との協議に努める。また、サポートステーション等を交えた会議を開催し、若年無業者の状況や事業の成果・改善点等について意見交換し、事業の円滑な実施を図るとともに若年無業者の多様なニーズにあった訓練を今後実施していくための参考とする。
- ・教育相談・就学支援事業(高等学校)は、問題を抱えている生徒に対しては、早期に支援を行う必要があることから、年度当初にできるだけ配置できるよう努める。また、学校担当者と支援員等との合同連絡会を行うことで、学校間における情報共有を推進する。
- ・スクールソーシャルワーカーのスキルアップのための連絡協議会を行い、多面的な支援ができるようにする。スクールソーシャルワーカーの配置にあたっては、児童生徒の不登校等を鑑み、支援人数の多い地区を優先して配置を行い、問題行動の背景にある心の問題及び家庭、地域等環境の改善のために関係諸機関とつなぎ問題の解決を支援する。また、研修会や学校訪問等において、他関連事業との連携状況を確認するとともに、各地区の効果的な連携について意見交換を行うなど業務支援を行う。

### ○非行少年を生まない社会づくり

- ・青少年健全育成推進事業では、沖縄県青少年保護育成条例の規定に関して、条例遵守状況の確認のため立入調査の事務権限を移譲した那覇市、浦添市、宮古島市と連携し、より地域の実態に即した環境浄化活動を推進するとともに、青少年をインターネット被害から守るための取り組みについて、教育機関、警察機関、青少年関係団体との情報及び認識を共有し、保護者の意識向上を図る。
- ・青少年健全育成事業では、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援するため、スクールサポーター等を活用した生活指導・学習支援活動の強化、少年補導職員等による街頭補導活動の徹底、及び大学生少年サポーター等少年警察ボランティアを活用した立ち直り支援活動等の充実を図る。

## 「施策」総括表

施策展開	2-(2)-エ	要保護児童やひとり親家庭等への支援		
施策	①要保護児童等への支援	実施計画掲載頁	104頁	
対応する主な課題	<p>○児童虐待については、発生の予防、相談・支援体制の強化、関係機関の役割分担と連携、県民への周知・広報等が課題であることから、市町村要保護児童対策地域協議会の設置促進、児童相談所の職員体制の強化、関係機関の連携強化、県民に対する児童虐待の通告義務等の広報・啓発の推進等を図るとともに、社会的養護体制の充実を図る必要がある。</p> <p>○沖縄県は、全国と比較して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっており、ひとり親家庭の生活状況は厳しい状況にある。このため、ひとり親家庭等の自立支援が重要な課題となっている。</p>			
関係部等	子ども生活福祉部			

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	児童虐待防止対策事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	70,700	順調	○児童虐待防止対策事業では、市町村児童福祉担当職員に対する研修会等の実施、児童相談所による市町村要保護児童対策地域協議会への支援、県民や社会的養護を担う専門職員向けの講演会・研修会の開催を行った。(1)
2	子育て総合支援モデル事業 (子ども生活福祉部子ども未来政策課)	139,894	順調	○北部・宮古・八重山での実施や教室から離れた対象者の送迎支援を実施したうえで、準要保護世帯への学習支援を8町村で実施し、児童扶養手当等の受給世帯の高校生への学習支援は5箇所で行った。(2)
3	被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	27,220	順調	○被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業では、県内4箇所の児童養護施設に心理療法士等を配置し、事業実施者との意見交換等により効果的な事業実施に取組んだ。(3)

### II 成果指標の達成状況 (Do)

#### (1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	要保護児童対策地域協議会の設置市町村数(割合)	37市町村 (90.2%) (24年)	41市町村 (100.0%) (28年)	41市町村 (100.0%)	4市町村 (9.8ポイント)	1,727市町村 (99.2%) (28年)
	状況説明	児童福祉法において、「市町村に要保護児童対策地域協議会を設置するよう努めなければならない。」と定められており、平成26年度に全市町村に当該協議会が設置され目標が達成できた。				

#### (2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
オープンスペース参加者(人)	34人 (平成26年度)	22人 (平成27年度)	58人 (平成28年度)	—	—

### III 内部要因の分析 (Check)

・児童虐待防止対策事業では、要保護児童対策地域協議会が全市町村に設置されたことで、全県的な支援体制が整ったことから、今後は各市町村の機能強化、児童相談所の支援及び連携体制の構築が重要となってくる。

・子育て総合モデル支援事業では、沖縄県子どもの貧困対策計画(平成28年3月策定)において困難な状況にある子どもの学習支援等に取り組むこととされており、計画策定に当たって実施した子どもの実態調査でも親の経済状況によって通塾率に差があることが分かったことなどから、事業の充実・拡大が必要である。

・被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業については、平成29年度で終了となるが、平成30年度以降も事業を継続しなければ、これまで築き上げた児童養護施設を中心とする支援体制の仕組みが失われる可能性もあることから、今後、後継事業等の検討を行う必要がある。なお、平成28年度包括外部監査(平成29年3月)においても、本事業の継続実施を望む旨の結果報告がなされている。

#### IV 外部環境の分析 (Check)

- ・児童虐待防止対策事業について、平成28年6月児童福祉法改正により県と市町村の役割と責務が明確化されたこと、児童福祉司(スーパーバイザーを含む)及び各市町村要保護児童対策地域協議会調整期間専門員への専門研修の受講が義務化された。また平成29年度内に児童福祉法のさらなる改正が予定されており、今後の児童相談所における要保護児童への支援体制に大きな変更が生じる可能性がある。
- ・子育て総合モデル支援事業について、国内における厳しい経済雇用情勢が家計に影響を与えているほか、核家族化や少子化の進展による子育て家庭の養育力の低下、地域のつながりの希薄化による子育て支援機能の低下などが、子どもの育ちや子育てに影響を与えることから、本事業の充実・拡大が求められている。
- ・被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業について、本県は、依然として里親委託率が35.3%(全国4位)、ファミリーホーム設置数が9箇所(全国6位)となっているなど全国よりも家庭的養護の割合が高い状況であり、本事業により機能を強化した児童養護施設を拠点とした支援のニーズは高いものと考えられる。

#### V 施策の推進戦略案 (Action)

- ・児童虐待防止対策事業では、厚生労働省が定める基準に基づき、関連専門員向けの義務研修により専門性の強化と、関係機関間での共通基準(アセスメントツール等)の整備により虐待ケースに関する情報共有、連携体制の強化を図る。また、児童虐待が発生する様々な要因を踏まえ、多面的な視点による一般県民向けの講演会を開催し、児童虐待の未然防止に向けての広報・啓発に取り組む。
- ・子育て総合モデル支援事業では、現在、学習支援を行っていない町村においても、本事業を実施する。(8町村→20町村程度)。また、高校進学フォローアップの仕組みを検討実施し、その効果を検証するほか、高校生の大学進学支援の拡充を実施する。(5箇所→10箇所程度)
- ・被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業では、事業実施先において定期的に実施しているオープンスペース等で、引き続きアンケートを実施することにより利用者の意見等を汲み上げ、ニーズに合った支援が実施できるよう取り組む。



## 「施策」総括表

施策展開	2-(2)-エ	要保護児童やひとり親家庭等への支援		
施策	②ひとり親家庭等の自立支援	実施計画掲載頁	105頁	
対応する主な課題	○沖縄県は、全国と比較して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっており、ひとり親家庭の生活状況は厳しい状況にある。このため、ひとり親家庭等の自立支援が重要な課題となっている。			
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部			

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	母子家庭等医療費助成事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	290,653	順調	○母子家庭等医療費助成事業では、ひとり親家庭への医療費助成に対する市町村への補助と平成29年度の自動償還開始にむけて導入市町村との意見交換や課題の整理及び必要額の補助を行った。(1)
2	母子家庭等自立促進事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	80,780	順調	○母子家庭等自立促進事業費では、高等職業訓練促進給付金について十分に支給期間を確保でき、生活支援ヘルパー派遣は、利用条件の一部緩和した。また、県内4カ所子ども生活・学習支援事業を開始し、ひとり親家庭等の自立支援を行った。(2)
3	母子家庭生活支援モデル事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	81,093	順調	○母子家庭生活支援モデル事業では、利用者ニーズに応えた就労支援講座を実施したほか、平成28年11月には、新たに中部、北部地域にも拠点事務所を開設し事業の拡充を行い、母子家庭等40世帯に対し総合的な支援を行った。(3)
4	母子家庭の母等の職業的自立促進事業 (商工労働部労働政策課)	3,532	大幅遅れ	○就職を希望する母子家庭の母等のうち、職業能力の開発を必要とする方に対して専修学校等の民間教育訓練機関を活用した職業訓練を行った。当該事業の受講対象者は、関連他事業の訓練コースを受講可能であることから、計画値70人に対し実績値20人(うち受講者15人)となった。(4)
5	ひとり親家庭技能習得支援事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	6,927	やや遅れ	○ひとり親家庭技能習得支援事業では、ひとり親の資格講習の実施とその講習受講中の児童預かり及び学習支援を行うことで、生活基盤の安定と就労環境を改善が図られるよう促した。(5)
6	ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業(子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	86,217	順調	○ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業では、ひとり親家庭に加えて両親のいない家庭(養育者)も支援対象する対象要件の拡充を図ったうえ、本事業を実施した21市町村に対し補助を行い、ひとり親家庭等の保護者487人、児童582人を支援を実施した。(6)

## II 成果指標の達成状況 (Do)

### (1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)	84世帯(23年)	611世帯(28年)	400世帯	527世帯	—
	状況説明	各種説明会でのリーフレット配布などにより本事業の周知が図られ、平成28年度は、就労相談のあった286名のうち、116名が就業に結びつき、累計で611世帯となり、目標の400世帯を達成している。				

### (2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
委託訓練修了者(母子家庭の母等コース)の就職率	92.1%(25年)	92.6%(26年)	84.6%(27年)	→	—
ひとり親世帯数	29,869世帯(H15年度)	31,354世帯(H20年度)	34,806世帯(H25年度)	↘	1,461,000世帯(23年度)

## III 内部要因の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭等医療費助成事業について、別事業のこども医療費助成事業における支払方法が償還払方式から自動償還方式へと切替えがほぼ完了しており、母子家庭等医療費助成事業の支払方法についても自動償還方式の導入を予定する市町村が多い。</li> <li>・母子家庭生活支援モデル事業では、各母子家庭等のニーズに寄り添った支援計画を立てた上で実施することが必要であるため、支援世帯等に対する聞き取り等を行い、事業内容の充実を図る必要がある。また、新たに拠点事務所を設置した中部及び北部地域では、今後、市町村等地域の関係機関と連携し、それぞれの地域の母子家庭等に対し、支援が行き届くよう努める必要がある。</li> <li>・就労経験のない又は就労経験の乏しい長期失業状態にある母子家庭の母及び父子家庭の父等を対象としていることから、訓練時間数を短くすること等により訓練に参加しやすいように配慮している。</li> <li>・ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業について、「沖縄県子どもの貧困対策計画」の中でひとり親家庭等の保育に係る利用料負担の軽減が求められている。</li> </ul>
--

## IV 外部環境の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭等医療費助成事業について、ひとり親世帯数が増加傾向にあることから、市町村が適切な事業実施が図られるように努める必要がある。</li> <li>・母子家庭等自立促進事業費について、高等職業訓練促進給付金の国の制度改正により、対象資格・対象者が拡大し、生活支援ヘルパー派遣での定期的な利用も本事業の対象に含まれることとなった。しかし、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況に置かれており、教育に係る費用の捻出が厳しく、ひとり親家庭の約4割が教育に係る費用負担に関する悩みを抱えている。</li> <li>・母子家庭生活支援モデル事業では、平成26年に法律において明文化された父子家庭への支援も実施する必要がある。</li> <li>・就労経験のない又は就労経験の乏しい長期失業状態にある母子家庭の母及び父子家庭の父等を対象としていることから、訓練時間数を短くすること等により訓練に参加しやすいように配慮している。</li> <li>・ひとり親家庭技能習得支援事業について、ひとり親家庭においては、特に仕事と家庭の両立が重要視され、平日勤務が実現できる職種のニーズが高い。また、資格取得にとどまらず、現場訓練における企業マッチングや転職・就職先の開拓を強化し、就労環境の改善を図る必要がある。</li> <li>・ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業について、本県は保育所入所待機児童数が多く、ひとり親家庭等においても、認可外保育施設を利用せざるを得ない状況がある。</li> </ul>
---

## V 施策の推進戦略案 (Action)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭等医療費助成事業費では、ひとり親家庭にとってより利便性の高い支払方法である自動償還方式への移行を今後も進めるとともに、必要な予算措置を行うほか、市町村で適切な事業実施が図られるよう意見交換を適宜行い、課題の把握、整理を行う。</li> <li>・母子家庭等自立促進事業費では、高等職業訓練促進給付金事業及び生活支援ヘルパー事業等で国の制度改正後も利用者のニーズに応えるよう努める。</li> <li>・母子家庭生活支援モデル事業では、支援世帯等に対するアンケートを実施し、随時、ニーズに合った講座に変更を行う。また、広域的な事業展開を促進するため、新たに中部及び北部地域において、市町村等と情報交換を行い各地域の関係機関との連携強化に努め、対象となる母子家庭等に対し支援が行き届くよう努める。</li> <li>・訓練内容や訓練コースを開設できる委託先について検討するとともに、子ども生活福祉部が実施する相談事業と連携して受講者の確保に努める。</li> <li>・ひとり親家庭技能習得支援事業では、企画提案で広く公募し、語学学習だけではなく、他の技能習得支援を提案する。</li> <li>・ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業では、市町村や認可外保育施設等に対する制度説明会の開催等により事業の実施を促進していく。</li> </ul>
---